破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１３７１号
さいたま市緑区松木２丁目６番地12　エスポワール浦和Ａ棟101号、破産手続開始時の住所さいたま市緑区原山１丁目13番12号
破産者　土田　昌実
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７４号
長野県諏訪郡下諏訪町4727番地６
破産者　宮坂　弘和
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第３２０３号
大阪府大東市泉町２―13―１　コーポラスツツミＢ101、前住所大阪市城東区今福西１丁目13番28号
破産者　中木村浩司
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７４１４号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番23―701号、開始決定時の住所大阪府高槻市日吉台七番町19番21号
破産者　林　　**暾**
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７８９５号
大阪府柏原市国分東条町２―54、開始決定時の住所大阪府柏原市国分東条町29番18号
破産者　柳樂　行雄
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７７９号
大阪府寝屋川市国松町44番11号
破産者　香川　俊夫
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７８０号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目２番92―207号
破産者　香川　和彦
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番８―401号、開始決定時の住所大阪府高槻市美しが丘１丁目14番19号
破産者　村瀬　潤一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５２号
大阪府豊中市島江町１丁目３番13―906号
破産者　赤木　順一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７６号
札幌市東区本町２条７丁目１番４号
破産者　金野　敏昭
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２８５号
青森市桜川５丁目10番６号
破産者　蔦谷　英夫
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
神奈川県海老名市中新田２丁目７番６―204号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区今井町518番地８
破産者　瀧澤　勇三
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１４号
横浜市都筑区荏田東１丁目10番９号
破産者　福田　富男
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９６号
横浜市青葉区榎が丘31番地６　ＮＴＴ榎が丘社宅507
破産者　田中　浩介
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０５０号
京都市伏見区深草石峰寺山町42番地の10
破産者　清水木箱製造所こと　清水　隆司
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５０６号
兵庫県明石市二見町福里590番地の５
破産者　三谷　礼二
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第５６３号
兵庫県明石市東野町1874番地の10　メゾンアカシ101号
破産者　中蔦　幸一
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係